

## 電子入札対象案件の紙入札での参加について

### ○対象者

電子入札による対応ができず、紙入札を認める例に該当するもの。

- ①会社名、会社所在地、代表者の変更により、電子証明書の再取得が間に合わない場合
  - ②電子証明書の閉塞（P I N 番号の連続した入力ミス）、破損、盗難等による再発行手続中の場合
- ※上記①、②は、社会通念上相当と考えられる手続期間内に限ります。
- ③電子入札の導入準備を行っているが、間に合わなかった場合
  - ④その他やむを得ない事情があると認められる場合

### ○紙入札までの流れ

1. 指名競争入札は入札書受付開始日の前日までに、一般競争入札は競争入札参加資格確認申請書の申請締切日までに、「紙入札方式参加申請書」（様式1）を政策推進課管財契約担当に紙媒体で提出し承認を得るものとする。
2. 1の承認を得たうえで入札書等の提出期限までに「入札書（電子入札紙入札用）」及び「内訳書」（案件により提出を求められている場合）をそれぞれ封筒に入れて、政策推進課管財契約担当へ提出する。  
※様式は、小川町ホームページにてダウンロードすること。  
※提出した書類の差替えをすることはできない。
3. 開札への立会いを希望する者は、前日までに政策推進課管財契約担当まで連絡すること。開札予定時間の5分前までに政策推進課窓口に来庁し、時間になったら政策推進課指定の場所にて電子入札の開札に立ち会う。開札には原則として契約締結権限を有する代表者が立ち会うものとするが、それ以外の者が立ち会う場合には、「委任状」（様式任意）を提出すること。
4. 再入札となった場合は、再入札期間内に再入札書を政策推進課窓口まで持参する。